

# 労働相談 Q&A



中小企業労働相談所に寄せられた相談をもとに、お答えします。

**Q** 私は4年前に入社しました。職務は会計事務です。1日の労働時間は8時間、週所定労働日数は5日、休日は土曜日と日曜日で、日曜日が法定休日です。また、賃金は月給制です。  
入社当初は残業はなかったのですが、同僚が退職してから毎日残業を指示されています。それでも仕事が終わらず、ときに休日の2日とも出勤せざるを得ない状態です。しかし、長時間の残業をしているのに、残業手当は月1万円しか支給されません。  
残業代の計算方法と請求方法を教えてください。

- A** ・残業をした場合の割増賃金の計算は労働基準法37条に定められており、この規定は強行規定です。
- ・残業代について会社がこの規定で定める基準に違反する内容の労働契約をしても、その部分は効力を生ぜず、同条に基づいて残業代を計算し、未払いがあれば請求することができます。  
また、賃金の請求の消滅時効は2年間ですので、請求前の2年間の残業代を請求することができます。
  - ・残業代の計算は、毎日の労働時間をタイムカードや業務日誌等で特定し、時間外労働時間(法定外休日を含む)、深夜労働時間(午後10時から午前5時まで)、法定休日労働時間を分単位で整理し、給与締切日までの1か月分をそれぞれ集計した労働時間計算書を作成します。集計する場合の端数処理は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算します。
  - ・次に、割増賃金の算定基礎となる1時間当たりの賃金を計算します。これには、毎月の基本給と法定除外賃金(家族手当、通勤手当等)を除く手当を合計します。この合計金額を1か月の平均所定労働時間で除した金額が1時間当たりの賃金となります。
  - ・次に、割増賃金の割増率は、時間外労働時間(法定外休日を含む)が2割5分以上、深夜労働時間(午後10時から午前5時まで)が2割5分以上、法定休日労働時間が3割5分以上と定められています。
  - ・時間外労働時間、深夜労働時間、法定休日労働時間にそれぞれの割増率を乗じて計算した額を合計した金額が1か月分の残業代となります。
  - ・以上の計算は、労働時間の記録、給与支給明細書、就業規則、賃金規程、労働条件通知書又は労働契約書等の資料を確認しながら行うこととなりますので、これらの資料をできる限り在職中に入手しておくことが必要です。
  - ・次に請求方法です。まず、事業主に未払残業代を請求します。請求は、事業主のこれまでの対応状況を見極めた上で、直接、交渉するか、又は内容証明・配達証明による請求をするのかを判断します。交渉しても拒否されたら内容証明・配達証明により請求します。
  - ・請求すると、労働組合や同僚が支援してくれれば別ですが、職場に居づらくなることから、退職後に請求される事例が多いのが実情です。
  - ・請求しても事業主が支払いを拒否した場合は、所轄の労働基準監督署に申告することができます。申告が受理されれば、労働基準監督署が立入調査を行い、申告内容が正しければ、是正勧告をします。
  - ・また、地方裁判所に労働審判を申し立てることもできます。訴訟費用は、収入要件を満たせば法テラスの民事法律扶助を利用して訴訟費用を立て替えてもらうことができます。申立てを行う前に法テラスの無料弁護士相談を利用されることをお勧めします。
  - ・以上、原則的なことを説明しましたが、実際に残業代を計算するとすると、戸惑うことが多く、あきらめてしまう人が多いのではないかと思います。宮崎県中小企業労働相談所では、残業代の計算方法等を説明した資料を用意して助言・指導をいたします。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

◆相談先◆宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡) [宮崎県労働相談窓口](#) [検索](#)  
お問合せ先◆ [宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当](#) ☎0985-26-7106